

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

子どものライフステージにおける  
社会的養護サービスのあり方に関する研究

主任研究者 庄司 順一

平成 18(2006)年 3 月

## 子どものライフステージにおける 社会的養護サービスのあり方に関する研究

主任研究者 庄 司 順 一

### 目 次

総括研究報告	主任研究者 庄司 順一	3
分担研究報告		
分担研究1	子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究	
	分担研究者 庄司 順一	6
I. 総 論		
1. 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方の検討	庄司 順一	10
2. 施設養育における愛着の重要性	久保田まり	16
3. 社会的養護の現状と今後のあり方	奥山眞紀子	22
4. パーマネンシーの保障に向けて	才村 純	28
5. 児童福祉施設の小規模化に関する先行研究	澁谷 昌史	32
II. 社会的養護サービスのあり方に関する調査研究		
1. 児童養護施設の小規模化の動向と課題	庄司順一ほか	43
2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究	堤ちはる	80
3. 専門里親に関する調査	庄司順一ほか	108
分担研究2	愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発	
	分担研究者 藤岡 孝志	113
愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発	藤岡孝志ほか	115

平成17年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）（H17-子ども-004）  
子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者：庄司順一）

## 総括研究報告書

### 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究

主任研究者 庄司順一

#### 研究要旨：

児童をめぐる今日の問題の中でもっとも重要な課題といえる児童虐待への対応に関連して（1）子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方、（2）愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発、という2つの課題をとりあげ、学際的な領域の専門家からなる研究チームにより、実証的に検討を行った。

具体的には、（1）に関しては、施設における小規模単位でのケアの現状、意義や課題、里親制度のあり方を検討した。とくに今年度は、専門家の論考、文献研究により課題を整理するとともに、児童養護施設における環境を、建物設備や食事という面から調査研究を行った。（2）に関しては、近年注目されている愛着障害の視点からの虐待を受けた児童に対する援助・治療プログラムの開発について検討を行った。とくに愛着形成に障害をおった子どもと養育者の関係形成を促進する試行プログラムを策定した。

本研究は初年度であるが、次年度も継続することにより、国が推進している小規模グループケア等による緊密な関係性に根ざした支援体制の意義、実効性を検証することにつながると考えられ、今後の社会的養護のあり方に関して、支援環境、支援内容についての方向性を示すことになることが期待される。また、虐待を受けた児童の治療の基本ともいえる愛着形成の援助プログラムを開発することにより、被虐待児の援助・治療に大きな進展がもたらされることが期待される。

#### 分担研究者氏名：所属施設及び所属施設における職名

庄司順一	日本子ども家庭総合研究所 福祉臨床担当部長 青山学院大学 教授
藤岡孝志	日本社会事業大学 教授

## A. 研究目的

児童虐待への対応は、児童をめぐる今日のさまざまな問題の中でもっとも重要な課題である。とくに、虐待を受けた児童を保護する場である児童福祉施設や里親（専門里親）のあり方と、虐待をうけた児童の援助、治療の方法の確立は緊急の課題ともいえる。

里親制度および施設に関しては、わが国では里親制度が発展せず、児童福祉施設ではいわゆる大舎制のところが多くを占めており、地域小規模児童養護施設を含め、グループホームもまだ数は少ない。里親制度の推進、施設ケアの小規模化を実現することで、愛着形成をはじめとする児童と職員との人間関係が豊かになり、また個別の養育ニーズにも応じやすくなると考えられるが、その効果に関する実証的な研究はこれまでほとんど実施されていない。

虐待を受けた児童の援助、治療に関しては、愛着障害とその治療に関して英米では関心が高まり、その治療実践がなされてきているが、わが国ではようやく関心をもたれるようになった段階である。

そこで、本研究では、発達心理学、臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、建築学、小児栄養学などの専門家からなる研究チームを組織し、(1)社会的養護サービスのあり方について、①専門家の論考および文献研究により問題を整理するとともに、②主に施設における建物設備、食事環境を含む生活環境の実態調査、③里親養育の現状と専門里親制度を発展させるための課題について調査を行った。また、(2)被虐待児への援助として、愛着関係の形成という視点からの養育援助方法を構築するための検討を行い、試行的な援助プログラムの開発をめざした。

## B. 研究方法

本研究では、発達心理学、臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、建築学、小児栄養

学などの領域の専門家からなる学際的な研究チームである2つの分担研究班を組織し、文献的研究、実践的研究、調査研究を行った。

## C. 結果及び考察

### 分担研究1「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」

(分担研究者：庄司順一)

#### I 総論

1. 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方の検討
2. 施設養育における愛着の重要性
3. 社会的養護の現状と今後のあり方
4. パーマネンシーの保障に向けて
5. 児童福祉施設の小規模化に関する先行研究

#### II 社会的養護サービスのあり方に関する調査研究

1. 児童養護施設の小規模化の動向と課題
2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究
3. 専門里親に関する調査

まずIで、子どもの発達と養育環境について、専門家による論考、施設の小規模化に関する先行研究の文献研究により、課題を整理した。

IIでは、質問紙調査、ヒアリング調査により、児童養護施設における生活環境および小規模化の動向について検討するとともに、専門里親を対象に、里親制度、専門里親制度のあり方について検討を行った。

### 分担研究2「愛着障害の視点からの被虐待児に対する援助・治療プログラムの開発」

(分担研究者：藤岡孝志)

虐待等により愛着形成に障害をおった子どもと、その養育支援を行う大人（施設職員、里親等）との間の関係形成をはかり、促進するためのプログラムの作成を目的として、施

設職員、里親等を対象に養育上の困難などについてヒアリングを行うとともに文献的考察を行った。

その結果にもとづいて試行的なプログラムを作成したが、このような援助プログラムへの養育者からのニーズは高いこと、心理療法的なプログラムだけでなく、コンサルテーションのレベルでのグループ・プログラムの効果や可能性も示唆された。

#### D. 結論

本研究は初年度であるが、次年度も継続することにより、国が推進している小規模グループケア等による緊密な関係性に根ざした支援体制の実効性を検証することにつながるとともに、今後の社会的養護のあり方に関して、支援環境、支援内容についての方向性を示すであろう。また、虐待を受けた児童の治療の基本ともいえる愛着形成の援助プログラムを開発することにより、被虐待児の援助・治療に大きな進展をもたらすであろう。

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）（H17-子ども-004）  
子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者：庄司順一）

## 分担研究報告 1

# 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究

分担研究者 庄司順一

日本子ども家庭総合研究所 福祉臨床部長

### 研究要旨

児童をめぐる今日の問題の中でもっとも重要な課題といえる児童虐待への対応に関連して、学際的な領域の専門家からなる研究チームにより、子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方について、児童養護施設における生活環境の現状と課題を中心に、専門家による論考、文献研究、調査研究により、以下の課題について検討を行った。

#### I 総論

1. 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方の検討
2. 施設養育における愛着の重要性
3. 社会的養護の現状と今後のあり方
4. パーマネンシーの保障に向けて
5. 児童福祉施設の小規模化に関する先行研究

#### II 社会的養護サービスのあり方に関する調査研究

1. 児童養護施設の小規模化の動向と課題
2. 児童養護施設の食事環境に関する調査研究
3. 専門里親に関する調査

## 研究協力者

- 有村大士（日本社会事業大学、児童福祉学）  
伊藤嘉余子（福島学院大学、児童福祉学）  
井上 寿（環境デザイン研究所、建築学）  
大和田夏美（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）  
尾木まり（子どもの領域研究所、保育学）  
奥山眞紀子（国立成育医療センター、小児精神医学）  
小山 修（日本子ども家庭総合研究所、母子保健学）  
加賀美尤祥（山梨県立大学、児童福祉学）  
梶原 敦（北海道子ども未来づくり推進室、児童福祉行政）  
菊池正敏（神奈川県児童福祉課、児童福祉行政）  
北 道子（国立精神神経センター精神保健研究所、精神医学）  
久保田まり（東洋英和女学院大学、発達心理学）  
斉藤多江子（聖セシリア女子短期大学、保育学）  
才村 純（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）  
佐久間てる美（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）  
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所、児童福祉学）  
下泉秀夫（国際医療福祉大学、小児医学）  
鈴木 力（聖徳学園短期大学部、児童福祉学）  
鈴木祐子（二葉乳児院、児童福祉実践）  
須永美紀（青山学院大学、保育学）  
谷口純世（愛知淑徳大学、児童福祉学）  
堤ちはる（日本子ども家庭総合研究所、小児栄養学）  
鶴飼一晴（児童養護施設唐池学園、児童福祉実践）  
西澤 哲（大阪大学大学院、臨床心理学）  
中山 豊（東京工業大学、建築学）

## A. 研究目的

児童虐待への対応は、児童をめぐる今日のさまざまな問題の中でもっとも重要な課題である。とくに、虐待を受けた児童を保護する場である児童福祉施設や里親（専門里親）のあり方と、虐待をうけた児童の援助、治療の方法の確立は緊急の課題ともいえる。

里親制度および施設に関しては、わが国では里親制度が発展せず、児童福祉施設ではいわゆる大舎制のところが多くを占めており、地域小規模児童養護施設を含め、グループホ

ームもまだ数は少ない。里親制度の推進、施設の小規模化を実現することで、愛着形成をはじめとする児童と職員との人間関係が豊かになり、また個別の養育ニーズにも応じやすくなると考えられるが、その効果に関する実証的な研究はこれまでほとんど実施されていない。

そこで、本研究では、発達心理学、臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、建築学、小児栄養学などの専門家からなる研究チームを組織し、社会的養護サービスのあり方について、①専門家による論考、文献研究により

問題を整理するとともに、②主に施設における建物設備、食事環境を含む生活環境の実態調査、③里親養育の現状と専門里親制度を発展させるための課題について調査を行った。

## B. 研究方法

本研究では、発達心理学、臨床心理学、児童福祉学、小児精神医学、建築学、小児栄養学などの領域の専門家からなる学際的な研究チームである2つの分担研究班を組織し、文献的研究、実践的研究、調査研究を行った。

## C. 結果及び考察

まず、I. 総論として、専門家に以下の点について検討してもらった。

### 1. 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方の検討（庄司順一）

庄司は、社会的養護をめぐる最近の動向を検討するとともに、乳児院、児童養護施設等の現状をふまえ、社会的養護サービスのあり方について、施設種別ごとではなく総合的に検討すべきであること、個々の子どものニーズに基礎をおいた社会的養護サービスのあり方を展望すべきであること、社会的養護サービスの充実には児童相談所などの整備が不可欠であることを提言した。

### 2. 施設養育における愛着の重要性

（久保田まり）

久保田は、発達心理学の立場から、社会的養護サービスの中核となる愛着（アタッチメント）の概念を最近の研究をふまえ、概説するとともに、施設職員が活用できる愛着測定法の開発の必要性を指摘した。

### 3. 社会的養護の現状と今後のあり方

（奥山真紀子）

奥山は、虐待を受けた子どもの治療にかかわってきた経験から、長期の社会的養育（施設や里親）だけでなく、一時保護の問題を含め、子どもとその家族への治療的援助の必要性を強調している。また、乳児院と児童養護施設の統合と小規模化、職業里親制度の創設などの提言も行っている。

### 4. パーマネンシーの保障に向けて

（才村 純）

才村は、社会的養護をパーマネンシー保障

の観点から検討し、とくに年少児に対する養子縁組の積極的な推進と、養子縁組推進のための法制度の整備を提言している。

## 5. 児童福祉施設の小規模化に関する

先行研究

（澁谷昌史）

施設の小規模化に関する実証的研究は決して多くはないが、澁谷はそれらの研究を展望し、施設の小規模化の現状と課題について検討を行った。最近では、建築家を含め、建物設備といういわばハード面の研究もすすみつつあることが注目される。また、グループホームの意義が関係者に認識されていることも指摘している。

これらの論考・研究は、それぞれの研究者の見解を示したもので、研究班としての意見ではない。しかし、社会的養護サービスを考えるうえで示唆するところが大きいと考えられ、今後さらに検討をすすめていきたい。

次に、II 社会的養護サービスのあり方に関する調査研究として、3つの調査研究を行った。

### 1. 児童養護施設の小規模化の動向と課題 （庄司順一ほか）

全国の児童養護施設 190 ヶ所（全施設の1/3）を対象に、児童養護施設における小規模化の実態と小規模化についての施設長らの意識について質問紙法による調査を行った。質問紙調査にあわせて、ヒアリング調査も行った。これらの調査の結果、小規模化の必要性はよく認識されていることが明らかとなった。子どもへの効果についてはメリットが多くあげられていた。デメリットは、子どもに関するものよりも、職員配置や労働条件としての問題、担当職員へのサポートなどがあげられていた。

### 2. 児童養護施設の食事環境に関する

調査研究

（堤ちはる）

子どもの生活環境において「食事環境」は非常に重要である。そこで、小規模化に関する調査にあわせて、同じ施設を対象に食事環境についての調査も行った。その結果、小規模ケアにおいては、本体施設に比べて、食堂の雰囲気も落ち着いている施設が多く、快適な食事環境が提供されていることが明らかとなった。また、日常的に食



事づくりに参加しやすい、あるいは自ら食事づくりのできる環境が用意されていた。また、小規模ケアにおいては、食生活、栄養の専門家から指導を受けること、外部の食生活に関する研修会に積極的に参加することなどの必要性が指摘された。

### 3. 専門里親に関する調査（庄司順一ほか）

社会的養護のあり方を考える場合、里親を考慮しないわけにはいかない。そこで、専門里親継続研修を受講した専門里親を対象に、養育里親制度および専門里親制度について、調査を行った。これら制度を発展させるためには、委託される子どもやその保護者のアセスメントを的確に行うこと、養育里親に対する研修を充実させること、専門里親が孤立しないよう支援を充実させること、児童相談所の機能を強化することが必要であることが指摘された。

### D. 結論

まずⅠの論考・文献研究は、それぞれの論者の個人的見解に基づくものであるとはいえ、本研究の基本的枠組みに関するものであり、今後の社会的養護サービスのあり方を考えるうえでも土台となるものといえる。これらをふまえて、さらに議論をすすめていきたい。

Ⅱの調査研究をとおして、施設の小規模化の意義とこれをすすめるうえでの課題が一応示された。とはいえ、今回の分析は単純集計によるものであり、今後、ヒアリングの内容も含め、詳細に検討することが必要である。

なお、今回の研究では、社会的養護サービスの利用者である児童の心理行動上の問題や満足度などに関する調査は個人情報保護などの理由により、実施しなかった。どのような形で調査が可能なのか改めて検討したい。

# 子どものライフステージにおける 社会的養護サービスのあり方の検討

日本子ども家庭総合研究所

庄司 順一

## 1 社会的養護をめぐる最近の動向

わが国の社会的養護は戦後制定された児童福祉法に根拠をおいている。児童福祉法制定当時は、戦争で親を失った子どもたちが数多くいて、社会的養護は戦災孤児対策という側面が顕著であった。子どもに衣食住を提供し、生命を守り、心身の発達を保障するということが施設の主要な目的であった。しかし、その後、要保護児童やその家族の状況は大きく変わってきた。すなわち、施設に入所する子どもにはほとんど保護者がいるのであり、その保護者から虐待を受けている子どもも多い。このような変化に応じて社会的養護のあり方も改革されるべきであり、虐待を受けた子どもの治療的養育、さらには保護者への支援が求められるようになってきた。近年、そのような方向に向かって改革されてきてはいるが、しかし、なお十分な状況にはいたっていない。

社会的養護は、家庭的養護（里親制度など）と施設養護（乳児院・児童養護施設など）に大別される。欧米の先進国では家庭的養護が基本になっているが、わが国は施設養護が主で、里親に委託されている子どもは8%ほどにすぎない。家庭的養護と施設養護の中間に位置するものとしてグループホームがある。

社会的養護の動向を考えるうえで重要な事項を表1に示した。これをみると、平成6(1994)年の「児童の権利に関する条約」批准以後、この分野での改革がつづいていることが分かる。この表を補足すれば、平成2(1990)年度には、厚生省（現厚生労働省）が全国の児童相談所における虐待相談処理件数の調査を開始した。ちなみに、同年度の件数は1,101件であった。

平成9(1997)年の児童福祉法改正により、養護の基本理念が「保護」から「自立支援」へと転換されるとともに、施設の名称・機能も変更され、

施設の目的に「自立を支援すること」が明記された（厚生労働省児童家庭局家庭福祉課(1998)を参照）。

平成11(1999)年には、定員20名以上の乳児院に家庭支援専門相談員（非常勤）が、児童養護施設に心理療法担当職員（非常勤）が配置可能となった。

平成15(2003)年には、社会保障審議会児童部に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置された。これは、社会的養護についての国レベルではじめての議論といえる。この委員会が設けられた背景には、子ども虐待の増加が児童相談体制および児童の社会的養護のあり方の見直しを迫っていたことを指摘することができる。その内容はかなり広範なものであるが、筆者なりにポイントを整理すると、次のようになる。

- ①これまで別の領域と考えられてきた子育て支援と社会的養護を連続的なものととらえ、子育て支援の延長線上に社会的養護が存在するのであり、両者は連続的であって、社会的養護は子育てのセーフティネットの役割を果たすものであるという認識が示されたこと。
- ②家庭的養護（里親制度やグループホーム）の発展をはかること。
- ③施設養護のあり方として、入所児童に対する個別的なケアを提供するために、施設の小規模化（あるいはケア形態の小規模化、ユニットケア化）をすすめること。
- ④年長の子どもや青年に対する自立支援の体制を整備すること。

このように重要な提言がなされているが、社会的養護サービスのあり方、とくに施設のあり方については十分な議論はされなかった。この点が、本研究とかかわる問題といえる。

平成 16(2004) 年には再度、児童福祉法が改正された。これまでの児童相談所を中心とした児童相談体制から、児童相談所と市町村の役割分担をはかること、要保護児童対策地域協議会の設置とともに、児童福祉施設・里親のあり方の見直しも行われた。すなわち、乳児院・児童養護施設の入所児童の年齢要件の見直しが行われ、特に必要がある場合には、乳児院に幼児を、児童養護施設に乳児を入所させることができるようになった。また、児童福祉施設の目的として、施設を退所した者に対する相談など自立のための援助を行うことが規定された。さらに里親に関してはその定義規定が設けられるとともに、児童福祉施設の長と同様の、児童に対する監護、教育、懲戒に関する権限が明確にされた。

なお、同年度から、家庭支援専門相談員、心理療担当職員を乳児院、児童養護施設等に常勤として配置することが可能となった。

平成 17(2005) 年には、子ども自立支援計画ガイドラインが策定された。これは、社会保障審議会児童部会報告書(2004 年)の「社会的養護の質の向上を図るためには、児童相談所や児童福祉施設などにおいて、一人ひとりの子どもの状況に応じた最適な支援を行うための子どもや家族の十分な実態把握・評価(アセスメント)、自立支援計画の策定等を推進していく…ことが必要である。」という提言を受けて、児童相談所や児童福祉施設などが行う子ども・家庭へのアセスメントと、自立支援計画策定の指針として策定されたものである(児童自立支援計画研究会,2005)。

## 2 養護の基本

社会的養護の基本は、子どもを育てることにはほかならない。子どもが育つための条件には、いろいろな考えがあろうが、安全で安心できる環境において、特定の養育者との間に愛着(アタッチメ

表1 社会的養護をめぐる動向

昭和22 (1947) 年	児童福祉法制定
昭和63 (1983) 年	民法改正により特別養子制度創設
平成 6 (1994) 年	児童の権利に関する条約批准
平成 9 (1997) 年	児童福祉法改正
平成14 (2002) 年	里親制度改革
平成15 (2003) 年	社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」
平成16 (2004) 年	児童福祉法改正
平成17 (2005) 年	児童自立支援計画ガイドライン策定

ント)を形成し、豊かな生活経験をもつことといえるであろう。

欧米では、子どもの養護においてパーマネンシー(permanency)が重要視されている。すなわち、できるだけはやうちに、子どもに永続的に居住できる場を、あるいは永続的な人間関係を保障することである。具体的には、(1)保護を要するリスクがある場合、保護者にさまざまな援助を行って、子どもを親から離すことがないようにする(家庭維持 family preservation)、(2)親子の分離が必要な場合、分離はできるだけ短期間とし(12~18ヶ月)、その間に保護者への援助を行って、家族再統合をはたすか、(3)親が指導を受けないなど、再統合が不可能と判断された場合には、親権を剥奪し、子どもは養子縁組する、というものである。

ここには、子どもが育つ場として家庭を重視するという思想がある。それは、心の健康と発達には愛着形成(アタッチメント形成)と継続的な人間関係が不可欠であるという認識にもとづく。こうした家庭的養護の重視、養育者との関係の継続性やパーマネンシーの考え方はわが国でももっと重視する必要があるだろう。

次に、保護者に関しては、「チャイルド・ケアからチャイルド&ファミリー・ケアへ」(全国乳児福祉協議会,2003)ということばがあるように、子どもの養育だけでなく、保護者への援助も求められるようになった。保護者への援助には、心のケア(心理的援助)、ソーシャルワーク(福祉的援助)と、親子関係の(再)構築(ペアレンティング)という3つの課題がある。いずれも、施設と児童相談所との密接な連携が必要な領域であり、家庭支援専門相談員や心理療担当職員のはたらきが期待される。ただ、里親の場合には、保護者への支援においてより児童相談所のはたす役割が重要になる。

## 3 家庭的養護の現状

家庭的養護の代表といえる里親制度は、家庭環境での子どもの養育を実施するものとして重要である。里親制度とは、要保護児童を自らの家へ引き取り、親子として、家族として、あるいは生活共同者として、いっしょに暮らし、互いを理解しながら、子どもの成長を目指す営みといえよう(庄司,2003)。平成 16(2004)年に改正された児童福祉法では、「里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望する者であって、都道府県知事

が適当と認めるものをいう。」(第6条の3)と定義されている。登録里親(世帯)数、児童を委託されている里親(受託里親)数、委託されている児童数とも、昭和30年代をピークに減少をつづけてきたが、この数年、受託里親数、委託児童数ともやや増加している。平成16年度末現在、登録里親は7,542世帯、受託里親は2,184世帯、委託児童数は3,022人である。同年度に新規に登録した里親数は813世帯、新規に委託された児童数は1,334人である。登録里親のうち、児童の委託を受けている里親は29.0%である。里親が活用されていないようにみえるが、筆者らの調査(庄司・益田・谷口ほか、1999)では登録里親の約半数は、すでに子どもを養育して里親申請の目的を達成していたり、里親自身が高齢になっていたり、自分の親の介護をするようになったなど、新たな子どもの委託を受けるつもりのない人たちである。登録している里親のすべてが活用できるわけではない。

里親制度は平成14年に戦後初めてといえる大きな改革がなされた。それまでの里親(新しく養育里親とよばれるようになった)、短期里親に加えて、専門里親、親族里親が創設された。虐待を受けた子どもを養育する専門里親は、平成14年度から認定のための研修が実施されており、平成16年度末現在、登録されているのは254世帯、そのうちの45世帯(17.7%)に52名の子どもが委託されている。

専門里親制度は十分活用されていないが、その理由としては、①児童相談所が委託に慎重であること、②専門里親が委託を受ける児童数は2名までとなっており、専門里親はすでに2名委託を受けていることが多いことを指摘することができる。児童相談所が委託に慎重になるのは、被虐待児童の養育は里親家庭では困難が多いと考えられること、また保護者に問題のあることが多いことなどによる。児童福祉司の数と専門性の問題は里親への支援を困難にしている。専門里親制度の発展には児童相談所の積極的な姿勢と、児童相談所による里親支援体制の充実が不可欠である。

なお、平成16年度の児童虐待相談処理件数の総数33,408のうち、里親に委託された児童数は243名である。この中には専門里親に委託された52名を含むと考えられるが、専門里親以外の里親にも被虐待児童が委託されていることにも留意しなければならない。ちなみに、平成16年度に新規に里親に委託された児童数は1,334名であり、被虐待児童(243名)はその18.2%を占めている。

政府の少子化社会対策大綱の具体的実施計画

として平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」では、要保護児童の里親委託率を平成15年度の8.1%から21年度までに15%に引き上げるといった目標が提示された。

里親制度と密接な関係のある養子制度を社会的養護に含めるかどうかは議論がある。しかし、養親になろうとする人は実子が生まれない人が多く、「わが子」として育てることを希望するため、乳幼児を希望することがほとんどであり、子どもがきてからは里親会の活動などにも参加しなくなる。社会的養護を必要とする多くの子ども(つまり施設にいる子どもたち)は養子縁組の対象とはなりにくいのである。養子制度には、普通養子制度と、昭和63年の民法改正により導入された特別養子制度がある。

#### 4 施設養護の現状

施設養護の代表は、乳児院と児童養護施設における養育であり、これらは養育系の居住型施設といえる。これらのほか、治療教育機能を備えた施設として、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設があり、また母子が別れずに生活できる母子生活支援施設もある。

##### 1) 乳児院

「乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」(児童福祉法第37条)となっている。

平成16年の児童福祉法改正による入所にかかわる年齢要件の変化は、従来、児童養護施設への措置変更が2歳の時点でなされることが一般的であったことに対して、この2歳という年齢は分離不安がもっとも強く表される時期であり、この年齢での機械的な措置変更を避け、また2歳を過ぎて比較的短期間のうちに家庭復帰する子どもに対してはその生活の場の変更を避けるためである。

乳児院は平成17年3月31日現在117施設あり、2,942人の子どもが入所している。入所理由については表2を参照していただきたい。

在籍期間は、1カ月未満20.1%、1カ月～3カ月未満11.9%、3カ月～6カ月未満9.5%、6カ月～1年未満14.1%、1年～2年未満27.2%、2年以上15.7%、3年以上1.6%である。

退所先は、家庭引き取り(親元あるいは親戚)

56.0%、里親委託 8.7%、養子縁組 1.3%、児童養護施設 29.4%、その他の施設 3.2%などである。

入所している子どもには、病虚弱児、障害児が少なくない。

乳児院での養育には、身体的健康、精神発達、精神保健の3つの領域がある。今日の乳児院では、身体的健康と精神発達はかなり良好なものとなっている。しかし、乳児院の養育体制（集団での養育、交替制勤務など）にかかわる問題と、入所児の状況の変化（被虐待児など治療的養育を必要とする子どもの増加）から、精神保健（愛着形成、被虐待児の心理と行動の理解など）が重要な課題となっている。

乳児院には平成 11 年度から、入所児の保護者への支援を行い、早期の家庭復帰を目指すとともに、里親への支援を行う家庭支援専門相談員が配置されるようになった。これは、平成 16 年度から児童養護施設等も含め、常勤としての配置が可能となった。

## 2) 児童養護施設

「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」（児童福祉法第 41 条）である。

平成 17 年 3 月 31 日現在、全国に 557 施設あり、在所者は 29,828 人であった。入所理由については表 2 を参照していただきたい。平成 15 年 2 月 1 日付で実施された児童養護施設入所児童等調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2004）によれば、在籍期間は平均 4.4 年であった。

児童養護施設は、被虐待児への対応に苦慮しているといえよう。平成 11 年度より心理療法担当職員（非常勤）が、平成 16 年度からは心理療法担当職員と家庭支援専門相談員も常勤として配置できるようになった。しかし、施設形態としてはいわゆる大舎制をとる施設が多く、居室も高校生であっても個室が与えられないことも多い。建物設備が老朽化しているところも多い。幼児の養育体制、年齢の高い児童のケアと自立支援が大きな課題であり、直接処遇職員の増員も強く求められる。社会保障審議会児童部会の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」では個別的なニーズに応え、家庭的な環境での生活を保障するために、施設の小規模化、あるいはユニットケア化が提言

された。このように児童養護施設に関しては、入所児童の生活環境の整備、心理的ケアの充実、自立支援が重要な課題といえる。また、少数ではあるが、生活の場を小舎あるいはユニットケアやグループホームとしている施設があるのに対して、大舎制での養育を行っているところもあり、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアをとりいれている施設もある。このように養育形態が多様化しているというか、むしろ小規模化がすすんでいない現状もある。

## 3) 情緒障害児短期治療施設

「情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」（児童福祉法第 43 条の 5）と定義されている。とはいえ、現状では「軽度の情緒障害」児をその対象に限定しているとはいえない。むしろ、精神科または小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員を配置していることから、治療機能をもった入所施設としての意義は大きい。

平成 17 年 3 月 31 日現在、全国に 25 施設あり、在所者は 848 人であった。

## 4) 児童自立支援施設

「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を擁する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」（児童福祉法第 44 条）と定義されている。

表2 施設入所(里親委託)児の養護問題発生理由の主なもの(%)

	乳 児 院	児童養護施設	里 親
父・母の死亡	1.1	3.0	3.1
父・母の行方不明	6.0	10.9	14.7
養育拒否	7.7	4.6	26.1
両親の未婚・離婚	16.2	6.5	3.5
父母の虐待・放任	10.6	22.7	14.3
父・母の拘禁	4.5	4.8	3.1
父・母の就労	7.2	11.6	5.3
破産等の経済的理由	7.7	8.1	5.2
父・母の入院	5.4	7.0	5.5
父母の精神疾患等	14.9	8.1	6.2

注：児童養護施設入所児童等調査結果（厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2004）による。

平成 17 年 3 月 31 日現在、全国に 56 施設あり、在所者は 1,322 人であった。

#### 5) 母子生活支援施設

「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」（児童福祉法第 38 条）と定義されている。

平成 17 年 3 月 31 日現在、全国に 287 施設あり、入所世帯数は 1,814 世帯であった。

### 5 グループホームの現状

児童のグループホームはわが国ではまだ十分発展していない。グループホームは、施設分園型と、里親型（ファミリーホームということもある）とに大別される。

施設分園型グループホームは、児童養護施設の敷地外に家屋を用意し、そこでおおむね 6 名までの措置児童を養育するというもので、養育にはホーム専任の施設職員があたる。分園型グループホームは東京都が独自に制度化し、運営してきたが、平成 11 年に国が地域小規模児童養護施設を制度化し、しだいに普及しつつある。平成 16 年度予算では 100 ヶ所分の予算が確保された。平成 17 年 2 月 1 日現在、61 施設で運営されており、平成 17 年度中には 93 施設で実施される予定である。また、平成 16 年度から養育形態の小規模化をはかるために小規模グループケアも実施されることになり、平成 17 年 2 月 1 日現在、218 施設で実施されており、平成 17 年度中には 305 施設での実施となる予定である。平成 17 年度には、乳児院、情緒障害児短期治療施設等においても小規模グループケアが実施できることとなった（ケア単位は原則として、乳児院では 4 人、情緒障害児短期治療施設では 5 人、児童養護施設では 6 人）。

里親型グループホーム（ファミリーグループホーム、里親ファミリーホームということもある）は、東京都で昭和 57 年に、次いで横浜市で昭和 58 年にはじまった。これは、おおむね 4-6 名の子どもを養育することができるグループホームとして認定された里親家庭である。平成 16 年度末現在、60 の都道府県・政令市のうち、北海道、宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、福岡市の 9 県市で導入されており、

そのほか 7 県市でも導入を検討中であるという（里親ファミリーホーム全国連絡会、2005）。ホーム数は 38 で、ここに 156 人の子どもが委託されている。

### 6 子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方

社会的養護サービスのあり方については、それぞれの施設種別ごとに（全国里親会も含め）提言がなされてきた。たとえば、乳児院では平成 3 年の「乳児院の将来構想」、平成 8 年の「乳幼児ホーム構想」、平成 15 年の「21 世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会最終報告」、児童養護施設では平成 7 年の「養護施設の近未来像」、平成 15 年の「子どもを未来とするために一児童養護施設の近未来」などである。さらに施設種別を超えた検討としては、全国社会福祉協議会が設置した「児童福祉施設のあり方委員会」による「児童福祉施設再編への提言」（平成 7 年）がある。今日の目でみてみると、平成 10 年（1998 年）より前になされた提言では子ども虐待が基本的な問題として取り上げられていないことに気づく。とはいえ、これらの提言はおおむね妥当なものであり、その後の動向はこれらの提言にそった形ですすんでいるように思われる。

全国社会福祉協議会の「児童福祉施設再編への提言」では、施設再編の際に踏まえておくべき視点あるいは方向として、以下の 7 項があげられている。

- 1 施設規模やケア単位の小規模化、グループホームの普及
- 2 子どもの年齢によるケアの分断の解消、連続的・継続的なケアの促進
- 3 個別性を尊重したケアの実現
- 4 ケアの総合的・計画的推進
- 5 入所児童・家族の関係維持・改善の強化
- 6 家庭養育支援の推進
- 7 新たな専門職種の確保と職員の資質向上

これらに関しては、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア、自治体における里親型グループホームの実施（提言の第 1 項、第 3 項）、乳児院と児童養護施設の入所年齢要件の変化（第 2 項）、児童自立支援計画（第 4 項）、家庭支援専門相談員の配置（第 5 項、第 6 項）などは、提言の示す方向で施策がすすんできたことを示しているといえよう。とはいえ、関係者が不満を感じるのとは、そのすすみ方が不十分であることにある。

たとえば、第1項に関しては、まだ地域小規模児童養護施設の数やグループホームの数が少ないし、個別性を尊重したケアの実現（第3項）のためには施設環境が建物・設備の面でも、人的な面でも非常に不十分な状態にある。施策的にはすすんだが、実態としては不十分だと思われるのは、何よりも根本のところ改善されていないからであろう。それは、施設の直接処遇職員の配置基準が乳児院、児童養護施設においては昭和51年（1976年）から変わっていないことに示されている。

上述の提言は「施設再編」に関するものであったために、家庭的養護（里親制度）については論じていない。平成15年の社会保障審議会児童部会の「社会的養護のあり方に関する専門委員会」では、「家庭的養護（里親制度やグループホーム）の発展をはかること」が提言されている。ただし、この委員会では施設再編について具体的には検討されなかった。

上述の議論をふまえ、「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方」について検討するうえでのポイントを示しておきたい。

1 施設種別（里親も含む）ごとではなく、社会的養護サービスのあり方を総合的に検討することが必要である。

2 諸種の施設や里親を並列的に整理するだけでなく、個々の子どものニーズを基礎においた社会的養護サービスのあり方を展望すべきである。つまり、発見・保護された時期にはインテンシブな治療（あるいは治療的養育）を受け、そのあと生活の場に移るなどの仕組みを検討すべきである。

3 施設や里親などの社会的養護サービスの充実には、その基盤となる児童相談所などの整備が不可欠である。

## 文 献

- 児童自立支援計画研究会編：子ども・家族への支援計画を立てるために－子ども自立支援計画ガイドライン－。日本児童福祉協会，2005
- 厚生省児童家庭局家庭福祉課監修：児童自立支援ハンドブック。日本児童福祉協会，1998
- 里親ファミリーホーム全国連絡会：里親ファミリーホーム全国実態調査報告書，2005
- 社会保障審議会児童部会報告書，2003
- 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書，2003
- 庄司順一：フォスターケア－里親制度と里親養育－。明石書店，2003
- 庄司順一・益田早苗・谷口和加子ほか：里親の意識および養育の現状について。養子と里親を考える会編：養子斡旋問題の再検討と改革の提言。地域社会研究所，1999
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局：児童養護施設入所児童等調査結果の報告。2004
- 全国児童養護施設協議会制度検討特別小委員会：子どもを未来とするために－児童養護施設の近未来－。2003
- 全国乳児福祉協議会：21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会最終報告。2003
- 全国社会福祉協議会児童福祉施設のあり方委員会：児童福祉施設再編への提言。1995

# 施設養育における愛着の重要性

東洋英和女学院大学

久保田まり

## 研究概要：

1. マターナル・デプリベーションと Bowlby の愛着理論
2. モノトロピーということに関する誤った解釈
3. 愛着人物とは具体的にどのような対象であるか
4. 施設養育における Alternative Attachment
5. 不適切な養育を受けた子どもの新たな愛着関係の形成
6. 愛着の内的表象の組織化：関係性の統合的組織化モデル
7. 今後の課題：特に愛着関係の質の測定法について

## 1. マターナル・デプリベーションと Bowlby の愛着理論

Bowlby (1951) のWHOのレポートは、子どもの養育に関する政策に当時、世界規模で影響を与え、また、50-60年を経た今日においても、むしろ、我々に再び警鐘を鳴らしているとも言える。

1940年代、スピッツは、孤児院等の施設養育の問題に心理臨床的視点から迫り、愛着対象との分離・喪失と、それに伴う不特定他者からの機械的ケアによって顕れる子どもたちの発育・発達上の障害や抑鬱症状を明らかにした。同時代的な問題として、Bowlbyは、施設児の他にも、長期入院患児の母子分離に伴う脱愛着の過程などを明らかにした。

愛着対象との分離・喪失に由来するこのような臨床的観察や調査研究より、Bowlbyは、子どもの健康な発育・発達にとって、特定の愛着対象との持続的、個別的一貫性のある、情愛に満ちた親密な関係性が必要不可欠であることを、WHOのレポートを通して世界に強く発信した。そして、乳幼児期にこのような母性的関わりが剥奪されることを「マターナル・デプリベーション」と呼び、人生早期の長期に亘る情緒的、社会的、感覚的剥奪による深刻なダメージを世界に訴えた。原因としては、施設養育における一対一の個別的关系性の欠如（不特定多数の職員による日替わりのケア）、長期の母子分離、（家庭養育の場合でも）

母親の不適切な養育などが考えられた。その結果、多くの国では、施設養育の方針や小児科病棟の看護方針の改善が検討され、例えば、小児科病棟では親の頻回の面会の奨励やプレイ・プログラムの導入など、疾患の治療のみならず「子どもの包括的ケア」に焦点を当てるようになった。また、施設養育においては、関係性の一貫性と連続性の保障が可能な家族的な環境の中での個別な関わりを提供できるように、小規模の家族的スタイルでの施設養育が奨励され、さらには、里親養育も集団施設養育よりベターなオプションとして米国等では広がってきている（しかし、米国の里親養育の実態自体にも多くの問題が指摘されているが、それに関してはここでは割愛する）。

当時の施設や病院の劣悪な環境と子どもの心身の障害に関する Bowlby のレポートは、現代の先進諸国にとっては隔世の感があるかもしれない。事実、児童養護施設や病院施設の物理的環境や人的環境は、比較できないほど整備・充実してきてはいる。

しかし、ルーマニアの孤児たちに見られるように、現代においても劣悪な施設養育における、いわゆるホスピタリズムの問題は、国によっては消失することなく持続し、チャウセスク政権下で犠牲になった子どもたちは数知れない。政権転覆後、子ども達の何割かは、養子縁組をして米国やカナダなどに渡ったが、その後のいくつかの縦断研究では、相対的には良好な予後報告は限られている。



ルーマニアにおける「現代のホスピタリズム」の問題は、大脳生理学の研究によっても、その深刻さの度合いは明らかにされてきている。即ち、早期の深刻なデプリベーションにより、脳内のホルモン制御システムの発達までもが阻害され、その後、たとえ養育環境が良好なものに移り変わったとしても、社会情動面の発達がかなり損なわれている可能性が示唆されており、このことは、Bowlbyの「マターナル・デプリベーション」の問題が、現代科学の研究からも改めて支持されることを意味する。

施設環境が整備されつつある先進諸国でも解決すべき問題は多く残されている。愛着理論で何よりも提唱されてきている「ケアの一貫性、連続性」が、職員の日々のシフトや異動、退職、人手不足（財源不足）により保障されないことは、Bowlbyを生んだイギリスやアメリカ、そして我が国においても、今も共通の課題であり、愛着関係の形成を考える上で非常に重要な問題となる。

他方で、例えば、ギリシャの研究では、施設職員の入れ替わりがほとんどなく、一貫した個別的ケアが保障されている状況でも、子どもの心理的問題が指摘されており（Vorria et al, 1998）、特定の同一人物による関わり自体ではなく、情緒的応答性の高い保育者による持続的個別的関わりを通して愛着関係が構築（再構築）される、ということは勿論、言うまでもないことである。

## 2. モノトロピーということに関する誤った解釈

愛着理論三部作の第一巻（1969）でBowlbyは、多くの乳幼児は「1人以上の人物」に愛着関係を形成し、泣き等のシグナルに対する応答性や乳児との社会的相互作用に関わる準備性の高さは、誰がその乳児にとっての愛着の対象であるかを規定する明確な指標であることを指摘している。Ainsworth（1967）も、ウガンダ研究を通して、父親は有能な愛着人物であることを観察し、母親と共に父親も子どもにとっての特別な愛着人物であることを見いだしている。また、生物学的な「親」に限らず、祖父母、兄姉、保育士などの家庭外のケア提供者（Howes et al, 1988）も重要な愛着人物として特別な機能を果たしていることは、多くの研究で実証されている。

ところで、このような愛着人物の中でも、例えば、家族では「母親」、保育園では「特定の担当保育士」というように、子どもは、（特に疲弊時

や不安が強いときは）慰安と安心感を求めて一人の主要な人物に選好性を示す。Bowlbyは、幼い子どものこのような傾向をモノトロピーと呼び、施設養育の場でも子どもが一人の「特別な保育者」を自分だけの保育者として選好する現象を挙げている。

しかしながら、以降、モノトロピーという言葉が一人歩きをして、何人かの研究者からは「Bowlbyは、子どもはたった一人の人物（母親）だけに愛着の絆を形成する、という誤ったことを頑なに確信している」との誤解を受けることもあった。しかし、前述のように、モノトロピーということはそういうことを意味するのではない。さらに、Bowlbyは、より以前の論文においても「mother figure（母親的人物）」という言葉を用いて、主要な愛着の対象が必ずしも実母であるとは限らないことを示している（Bowlby, 1958）。結局、Bowlbyが重要視した「関わりの一貫性、連続性、個別性」ということは、唯一人の母親（実母）の手による養育自体を重要視していたというよりも、むしろ、個別的関わりにおける乳児と養育者との「相互作用の質」や養育者の「応答性の質」に焦点を当て、安全基地として機能する愛着人物の存在を重要視していたのである。

## 3. 愛着人物とは具体的にどのような対象であるか

それでは、いわゆる「愛着人物」とは、具体的にどのように定義されるのであろうか。

Howesらは、愛着人物について、次の3つの条件を挙げて定義している。

- ・子どもに身体的・情緒的ケアを提供している人物。
- ・いつも変わらずに子どものそばにいるか、不在でもどこにいていつ戻ってくるかを子どもは絶えず予測でき、期待を寄せることができる人物（存在の一貫性と連続性の提供）。
- ・子どもに情緒的投資をしている人物。

そして、このような人物に子どもは愛着行動を向け、愛着システムを組織化していくとき、その人物は子どもにとっての特定の愛着の対象（愛着人物）となると言える。

前述のように、子どもは愛着人物を一人以上有するが、疲弊時や不安・恐怖事態においては一人の主要な愛着人物（principal attachment figure）に選択的に愛着行動を向け（モノトロピー）、また、この人物との分離・喪失は、他の愛

着人物との分離や喪失に比してより高いストレスとなる (Ainsworth, 1982) など、子どもには「愛着人物のヒエラルキー」が存在すると言える (Bretherton, 1985)。他方、遊びの時には父親を、ゆったりとした関わりで安らぐ際には祖母を、というように子どもは自分のニーズと状況に応じて愛着のパートナーを選択し、月齢・年齢に応じて豊かな「愛着ネットワーク」を構築していく。しかし、この場合、社会的ネットワークを拡げて無制限に愛着関係を形成するわけではなく、例えば、前述の Howes らの挙げた基準に該当する数人の人物にのみ愛着関係を形成し、それら愛着人物は、子どもにとって「代替不可能」な特別な存在となる。

以上のように、子どもの社会的ネットワークにおいて、Howes の基準を満たすような available な人物は、全て愛着人物として捉えられる。そして、一人の主要な愛着人物以外を、以下では「alternative attachment figure (Howes, 1999, 以下 A・AF)」と位置づけることとする。

A・AF の範疇には、父親、祖父母、兄姉や、家庭外保育の場合の保育士などが含まれる。さらには、社会的養護の場における施設職員 (保育者) や、里親、セラピスト、特別なニーズに応じた教育を提供する療育的教師なども、A・AF として捉えることができる。そして、このような A・AF との新たな愛着の形を「alternative attachment (以下、A・A)」と位置づけることとする。

以下では、初めの愛着関係 (多くは家族内の、特に母親との) の崩壊や喪失により施設養育を余儀なくされている子どもたちの「もう一つの新たな愛着の形」、即ち、「社会的養育の場での alternative attachment」の形成可能性に焦点を当てていく。

#### 4. 施設養育における Alternative Attachment

一般的には生後 1 年間の母子相互作用を通して形成される「初めの愛着関係」が何らかの要因で崩壊・喪失した子どもたちが、次の段階で施設保育者と出会うとき、彼らは異なる発達ステージ (認知、社会情動領域の発達段階) におり、それぞれの生育歴を持ち、多様な関係性の歴史を背負っている。処遇される時期によって、その影響は様々であり、かなり早期乳児期に処遇される場合や養子縁組される場合には、負の生育歴のリスクをさほど負うことなく、その愛着形成過程は、一般の母子のそれと変わらないことが示唆されて

いる。他方、年長児の場合は、初めの愛着関係 (実母との関係) の内的ワーキングモデルが既に心に形成されているかもしれず、特にその関係が不適切で外傷的であればあるほど、不安定愛着のモデルを形成していると考えられる。また、生後から養育者が次々に替わり、短期間の内に複数の人物に入れ替わりで世話を受けて来た乳幼児は、愛着関係自体が未形成かも知れない。

ところで、一般の家庭児を対象としたある縦断研究では、子どもと保育士及び教師との関係性の質は、母子間の愛着の質や子ども自身の乳児期の気質的特性とは全く独立のものである、という報告がなされており、子どもの発達における A・A の独自の機能、子どもにとって A・AF が独自の存在価値を有することが示唆されている。

施設養育においては、特に愛着に関して負の生育歴を背負う子どもの場合、初めの愛着関係の崩壊・喪失体験を経て、その後 A・AF と出会うこととなる。子どもにとって A・AF が独自の存在価値を有する、という前述の見解をふまえると、施設養育における保育者との alternative attachment の形成は、子どもの発達における「縦断的補償」(Erikson) の最重要な機会であると考えられる。ところで、そのような A・AF との関係形成はどのような過程を経るのか、施設への処遇時期や生育歴はその関係性の形成にどのような影響を与えるのか、A・AF との関係性が後年の児童期・思春期における子どもの発達 (特に対人関係性や自己の発達) にどのように影響していくのか、そして実親との関係はそこでどう位置づけられていくのか、等に関する包括的・縦断的研究は、残念ながら国内外においてもまだ乏しい。しかし、今後、社会的養護における alternative attachment の研究が、愛着研究の新たな地平を拓くことには多くの期待が寄せられている。

#### 5. 不適切な養育を受けた子どもの新たな愛着関係の形成

前述のごとく、(実親による虐待やネグレクトなど不適切な養育経験により) 外傷的な愛着の歴史を有する子どもたちの、新たな愛着の形成に関する縦断的研究は未だ十分とは言えない。しかし、以下では、最近のいくつかの研究を概観し、このような子ども達の alternative attachment の形成可能性を検討してみたい。

不適切な養育を受けている子どもを対象とし

たある研究では、彼らが虐待的な実親から離れた後、祖父母や里親のもとで、(相対的割合としては不安定な愛着関係が認められるものの) 実母との関係よりも一層安定した愛着関係を形成することが実証されており(Lambら 1985, ; Rodningら、1989)、このことは、人生早期に外傷的な愛着の歴史を持つ子どもでも A・AF との関係で安定した愛着関係を構築できるということを明確に示している。また、Rutter(1989)は、2歳以前に養護施設に処遇された子どもを対象とした研究をレビューし、より安定した養育環境下に移行することで、たとえそこで特定の養育者による関わりの連続性が十分ではないとしても、それは、真の愛着関係が築けないということにはならない、ということを描き出している。このことは、外傷的な愛着経験のある子どもにとっては、何よりも、心身ともに安心・安全が保障される養育環境への移行が最優先されることを示している。他の研究でも、幼児期(4歳児)に、虐待的な養育者から離れ、養親や祖父母などに養育されている子どもは、未だ不適切な養育者のもとで生活を続けている子どもよりも、養育者との安定した愛着をより一層示しており、親との関係性に高いリスクを負う子どもの場合は、養育環境の安定性と一貫性を最大限保障することが、安定した A・AF との関係づくりの基礎となると言える。

Howes ら(1993)は、親の虐待やネグレクトにより、シェルター・ホームに保護された 16 人の幼児(平均 24 ヶ月)を対象として、ホームの複数の担当保育者との alternative attachment について検討している。ここの子どもたちは、生後 10~29 ヶ月(平均 18 ヶ月時)にホームに処遇されており、午前中、午後、夜間の各 3 名の担当保育者がケアをしている。ホームは、4 つの小規模グループホームの形態で各グループには別々の生活エリアが確保されており、一人ひとりのスケジュールは個別的に設定されている。問題の無い限り、実親との面会やシェルター・ホームの職員による実親への教育やカウンセリングも行われている。また、ホームの保育者自身、子どもとの関わりについて専門の臨床家にスーパーバイズされている。結果として、約半数の子どもが、処遇後平均約 6-7 ヶ月間で新たな保育者との間に安定した愛着関係を示していた。また、より sensitivity の高い保育者から長期にわたりケアを受けている子どもほど安定した愛着を形成していること、午睡後から夕刻の時間を担当する保育者よりも朝方から午睡までの時間を担当する

保育者により安定した愛着を形成する傾向があることを見いだしている。sensitive な保育者から長期に亘りケアを受けている子どもほど、安定愛着の比率が高いという結果は、このような子どもたちが時間と共に A・AF とのより安定した愛着関係を再構築しつつある過程にいることを示唆する。

虐待やネグレクトにより実親のもとを離れ、里親養育を受けている子どもを対象とした研究においても、同様に、sensitivity の高い里親と多くの時間を過ごしてきた子どもほど、安定した愛着関係を形成していることが認められた(Marcus, R. F. 1991)。また、

Dozier ら(2001)は、同じく実親の虐待やネグレクトのために生後平均 7 ヶ月時に里親のもとに引き取られた 1-2 歳児を対象とし、里親(母)自身の愛着に関する内的表象と子どもの愛着パターンとの関連について検討している。結果として、里親自身の安定した愛着の内的表象は、子どもの安定した愛着パターンを予測していた。

以上の諸研究より、過去の愛着関係に問題を抱えた子どもが、より sensitive な養育者(A・AF)との日々の肯定的な相互作用を積み重ねることによって、過去とは別個の関係性を構築できる可能性が認められ、これらは愛着の発達における「縦断的補償の機会」を示している。しかし、この場合、A・AF 側の、通常より以上の sensitivity や情緒的応答性が求められることも指摘されているが、このような A・AF の存在は、子どもの未来の発達にとって大切な“safety net”を提供する重要なキーパーソンであると考えられる。

前述のように、親との愛着に何らかの問題や外傷を抱える幼い子どもたちが、施設保育者や養親、里親との alternative attachment を基礎として、その後、児童期・思春期にかけて、対人関係性や自己概念をどのように発達し得るかの縦断的発達研究はまだ乏しい。乳幼児期の A・AF との安定した愛着関係が、その後の各児の発達にどの程度の予測力を持つのかは全くのところ不明確である。しかし、過去の愛着関係の崩壊や喪失を経ても、なお、新たな対象を『心の安全基地として頼ることのできる力』をこれらの子どもたちが確実に有していることは確かめられてきている。

この意味で、子どもの未来を支えるキーパーソンである施設保育者の資質の向上や職場環境・待遇の向上に向けた方策の検討は、今後の重要な課題である。

## 6. 愛着関係の内的表象の組織化： 関係性の統合的組織化モデル

子どもは、愛着人物との日々の相互作用経験に基づいて、愛着関係や自己についての内的表象（内的ワーキング・モデル）を形成する（Bowlby, 1969）。

ところで、一人以上の愛着人物との多様な関わりを通して、子どもは、愛着関係の内的表象をどのように組織化していくのだろうか。これについてはいくつかの見解があるが、本論では「統合的組織化(Howes, 1999)」ということについて着目する。

統合的組織化が意味することは、子どもは複数の愛着人物との全ての愛着関係を一つの表象に統合する、ということである。このことは、具体的に、「愛着の安定性の質」はその子どもの対人ネットワーク内の全ての愛着人物の関係性の質の「積算」によってのみ予測できる、ということであり、そこでは、どれか一つの関係性（例えば、母親との関係）が優位となるのではなく、各愛着人物との愛着関係が全て等価であることを意味する。換言すれば、母親、父親、祖父母、保育士、あるいは施設保育者、養親、里親、セラピスト、との関係性は各々独立した等価なものであり、その子どもの愛着の質や社会・情動の発達、子どもの愛着ネットワークの範囲と質によって予測できる、ということの意味する。

例えば、ある研究では、幼児の仲間への社会的行動は、母親との愛着関係の質と保育士との愛着関係の質の双方によって最も予測できることを示しており（Howes et al., 1988）、単一の愛着関係（例えば母親との関係）のみよりも、愛着関係のネットワークが子どもの社会情動発達を最も予測する、ということを支持している。

「愛着表象の統合的組織化」のモデルは、人生早期の初めの愛着関係に何らかの問題や外傷を抱える子どもも、その後、社会的養護の場であらう新たな愛着人物との関係性や、周囲の大人との暖かい対人ネットワークにより、発達のリスクが補償される可能性を支持するものである。また、施設保育者との愛着と共に、（可能であれば）実親との愛着関係が修復し安定化していくことが、（当然のことではあるが）子どもの社会情動発達をさらに促進することも積極的に支持するものである。

Bowlby の理論を基礎とし、Ainsworth, Main や Bretherton など、母子関係研究としてのこれ

までの愛着研究では、初めの主要な愛着人物との関係性の表象（母親との関係性の内的ワーキング・モデル）がその後の他者との愛着関係や対人関係の形成に影響する、という「階層的組織化」モデルの考えが主であった。しかし、今後の愛着研究の重要な臨床的テーマとして、社会的養護における alternative attachment を考える際、愛着表象の「統合的組織化」モデルは、極めて有用であり、愛着研究の新たな地平を拓けるものと思われる。

## 7. 今後の課題：特に愛着関係の質の測定法について

1. から 6. までの各箇所、問題・課題となる点についてはその都度、述べてきた。最後に、愛着関係の質の測定法の問題について二・三、言及する。

愛着関係の質については、海外でのほとんどの研究は Ainsworth のストレンジ・シチュエーション法（以下、SSP）か、Waters のアタッチメント Q ソート・システム（以下、Q ソート）を用いている。

愛着研究で最も流布している SSP は、本来、実施の最適年齢（月齢）が 18 ヶ月を中心とする 1 歳代であり（幼児用に修正された方法もあるが）、研究対象児の年齢（月齢）範囲は非常に狭く、幼児期・児童期の愛着の質の評定には限界がある。さらに、例えば、ルーマニアの孤児のように劣悪な施設環境で養育を受けるなど、平均的・一般的な養育環境から著しく逸脱した環境下で不適切な養育を受けた子どもの場合、SSP の評定法では彼らの関係性の独自の質を抽出することには限界があることも指摘されている。

他方、Q ソート法については、現在、愛着の臨床的研究で最も注目されている「愛着の D タイプ（disorganized / disoriented 型）」を分類できないシステムである点で限界があると言える。

とはいえ、SSP や Q ソート法は、評定法としては最も信頼性、妥当性が確かであることは言うまでもなく、多くの愛着研究者にとっての「世界共通の物差し」である。しかし、研究者の測定法ではなく、もっと身近な方法として実際的に求められるのは、養育者自身が日常の子どもとの関わりを通して子どもとの愛着関係を自己評定できるようなより簡易な（しかし精度の高い）質問紙法や、各発達段階に応じた子どもの具体的な愛着行動のチェックリストなどが挙げられるであろう。